**令和５年度　静岡市職員（歯科医師）採用選考案内**

**☆静岡市障害者歯科保健センター所長を募集します。**

**１　選考職種・受験資格・募集人員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　種 | 受　　験　　資　　格 | 採用予定人員 |
| 歯科医師(静岡市障害者歯科保健センター所長) | 昭和34年４月２日以降に生まれた人歯科医師の免許を有する人（取得後10年以上） | １人 |

　ただし、次のうちいずれかに該当する者は受験できません。

（１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）日本国籍を有しない人で就職を制限されている在留資格の人は採用されません。

**２　業務内容、勤務条件等**

（１）勤務場所　　 静岡市障害者歯科保健センター（静岡市葵区城東町24番１号）

※敷地内全面禁煙

（２）業務内容　　　①障がい者に対する歯科診療

②障害者歯科保健センターの管理運営

③歯科疾患予防のための健診の充実、その他歯科保健対策に係る活動

④市内診療所に対する障害者歯科治療技術の研修

⑤歯科診療所相互間及び高次医療機関（総合病院等）とのネットワークづくり

⑥災害時における歯科保健対策

⑦その他歯科保健業務、事務等

（３）勤務時間等　　原則として、火曜日～土曜日　午前８時30分～午後５時15分

（４）休日等　　　 日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日

から翌年１月３日までの日

（５）休暇等　　　　 年間（４月１日から３月31日までの間）20日の年次有給休暇が付与されます。このほかに疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇等があります。

**３　申込受付期間及び提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 申込受付期間 | 郵送の場合：令和５年８月15日（火）～令和５年９月14日（木）必着下記提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込み」と朱書きして、簡易書留で郵送してください。持参の場合：上記期間の午前８時30分から午後５時15分まで（日・月は除きます。）静岡市障害者歯科保健センター（静岡市葵区城東町24番１号）に直接持参してください。 |
| 提出書類 | 1. 採用選考受験申込書（別添）
2. 歯科医師免許の写し
3. 臨床研修終了登録証（平成18年以降に歯科医師免許を取得した者のみ）
4. 日本障害者歯科学会の認定資格がある場合は、資格を証する書類の写し
 |

(注) １．採用選考受験申込書は必ず本人が記入してください。

　　 ２．採用選考受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には

一切使用しません。また、提出された書類は返却しません。

３．受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されません。免許等の資格を取得見込みの人が免許を取得できない場合は、採用されません。

**４　選考の実施**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１次選考 | 書類審査（採用選考受験申込書の経歴、受験の動機について審査）≪配点≫経歴［70点］－日本障害者歯科学会　認定医　　　　40点－日本障害者歯科学会　認定医指導医10点－日本障害者歯科学会　専門医　　　　10点－日本障害者歯科学会　専門医指導医10点受験の動機［30点］ | 令和５年10月２日（月） |
| 第２次選考 | ・小論文（症例に基づく記述試験）［100点］・実技［50点］・面接［100点］※第１次選考の合格者のみ | 令和５年10月22日（日）会場：静岡市城東保健福祉エリア内場所、集合時刻等は受験票送付時に指定します。 |

　　※合否結果は、第１次選考は10月５日（木）、第２次選考は12月７日（木）までに受験者全員に通知します。

**５　採用時期**

合格者の採用時期は、令和６年４月１日以降の予定です。

また、合格者のほかに補欠合格者を決定して欠員の状況により繰上合格とする場合があります。これに該当することとなった場合には、令和６年３月15日（金）までに通知します。

**６　日本国籍を有しない人の職員としての任用について**

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴わず、かつ公の意思形成に参画しない職に任用されます。

（１）「公権力の行使」とは

住民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為

など、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為。

（２）「公の意思の形成への参画」とは

地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること（主として決裁権を

有する課長級以上の職員が行うものが該当）。

**７　給与及び手当等**

令和５年４月１日現在の給与等（別に地域手当等が支給されます。）

|  |  |
| --- | --- |
| 採用時における歯科医師免許取得後の経過年数 | 給与等 |
| ９年経過（10年目） | 約750,000円 |
| 19年経過（20年目） | 約831,000円 |

(注)１．採用時の経験年数及び所属の状況等により差が生じる場合があります。また、採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

２．このほかに、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等を支給します。

**８　問合せ先**

　　　　〒420-0846　静岡市葵区城東町24番１号

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部　健康づくり推進課　障害者歯科保健センター

　TEL　054-249-3147　　　FAX　054-209-1063

|  |
| --- |
|  ※申込後に、受験することができなくなった場合や、受験をやめる場合は、速やかに連絡してください。 |